

国立大学法人九州大学における次世代育成支援対策行動計画  
(平成17年度～平成19年度)

目 的

『九州大学の男女共同参画を推進するための提言書』の前文では、「教育憲章及び学術憲章の精神を踏まえ、すべての教職員及び学生が性別にとらわれることなくその能力と個性を十分に発揮し、男女が互いにその人権を尊重できる豊かな教育・研究環境を創ることは、＜21世紀の人類と社会に真に貢献しうる九州大学＞としての重要な課題である。」としている。

本学は、この課題を解決する一つの方策として、また、男女共同参画社会の形成を促進するために、すべての教職員にとって、子育てと仕事の両立が可能となるような働きやすい環境をつくることを目的として行動計画を策定・実施し、目標の達成に向けて取り組むこととする。

計画期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

推進体制

本行動計画を円滑に実施し、計画期間内に目標を達成するために、部局長会議及び男女共同参画推進室において実施状況等について把握・検証し、必要に応じて行動計画の見直しを含めた措置を行う。

計画の内容

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備

目標1 計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性教職員・・・1名以上とすること。

女性教職員・・・取得率を70%以上とすること。

<対策>

- ・平成17年4月から、学内ホームページ等により、男性も育児休業等を取得できること及び育児休業等に関する諸制度等について周知し、育児休業等の取得について啓発する。
- ・平成17年度から、教職員、特に男性が育児休業等を取得できる雰囲気づくりのため、管理職に対する説明会を実施する。

\* 「育児休業等」とは、育児休業及び1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(育児のための部分休業)をいう。

目標2 平成18年3月までに、男性教職員の育児参加のための休暇制度を導入する。

<対策>

- ・平成17年4月から、制度の詳細及び運用に関する検討を開始する。
- ・平成17年度から、学内ホームページ等により、制度について周知し、休暇の

取得について啓発をする。

目標3 平成19年3月までに、3歳以上小学校就学前までの子を持つ教職員が、希望する場合に利用できる部分休業（1日の勤務時間の一部について勤務しないこと）制度を導入する。

<対策>

- ・ 平成17年4月から、制度の詳細及び運用に関する検討を開始する。
- ・ 平成19年度から、学内ホームページ等により、制度について周知し、制度の利用について啓発をする。
- ・ 平成19年度から、教職員が部分休業制度を利用できやすくするため、管理職に対する説明会を実施する。

## 2 働き方の見直しのための労働条件の整備

目標1 平成20年3月までに、一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数を10%引き上げる。

<対策>

- ・ 平成17年度から、学内ホームページ等により年次有給休暇の取得について啓発する。
- ・ 平成17年度から、3ヶ月ごとの休暇計画表を配布し、教職員が休暇を取得しやすいようにする。
- ・ 平成17年度から、特別休暇と組み合わせて、夏季に1週間以上の連続した休暇を取得することを奨励する。
- ・ 平成17年度から、専門業務型裁量労働制適用者を除く教職員の年次有給休暇の半日取得を奨励する。